

九州の身近なデータを
ワンポイント解説する
コーナーです。

DATA in 九州

今月の注目データ

ふるさと納税の都道府県別収支

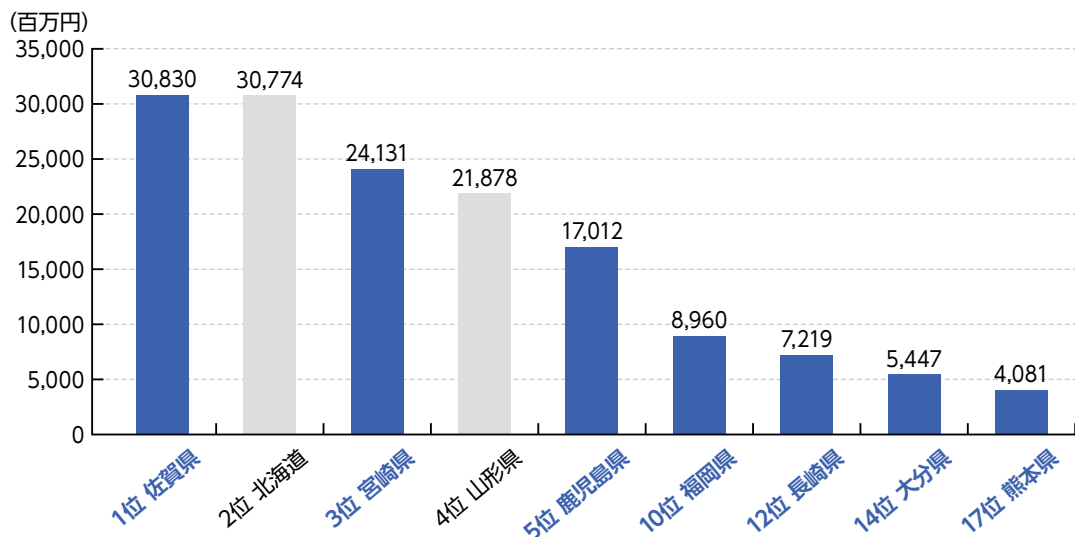
2018年もあと1ヶ月を残すのみとなりました。2018年度の控除対象となる寄附金の納付は12月末までとなっていることから、慌てて思い思いの自治体に寄附をされる方もいらっしゃるでしょう。

ふるさと納税とは、応援したい自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として（上限はありますが）全額が控除される制度です。寄附により多くの自治体から様々な返礼品が受け取れることもあって、各自治体ではふるさと納税の受入額が近年急増しています。そこで都道府県別に寄附総額から翌年度の住民税控除額（※）を差し引いた収支を見てみると、佐賀県が第1位（約308億円の黒字）、第3位が宮崎県（約241億円の黒字）となるなど、九州の全県が大幅な黒字となっています。

総務省は、今後ふるさと納税制度を見直し、返礼品を地場産品に限定し、返礼品の調達費を寄附額の30%以下とする地方税法改正案を2019年の通常国会に提出し、早期成立を目指すことを表明しました。

2008年度から始まったふるさと納税制度。制度開始から10年を経過した今、制度は大きく見直されようとしています。

（※）住民税控除額は、道府県住民税および市町村住民税分の合計額



出所：総務省自治体事務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基にFPGビジネスコンサルティング作成